

3月、4月は引っ越しのシーズンです

転入・転出届や各種証明書の請求をするときは

3月、4月は引っ越しに伴う転入・転出届や各種証明書の請求で、窓口が混雑しますので、あらかじめ必要事項をご確認ください。
なお、窓口に来られた方の本人確認を行いますのでご協力をお願いします。

窓口での受付時間

月～金曜日(祝日を除く)

8時45分～17時15分

詳細

窓口サービス課

☎(32)6294・6297



1 引っ越しのときは (外国人住民含む)

市外の場合 転出予定日の1カ月前から転出の届け出をすることができます(転出届に限っては、郵送での届け出も可能です)。転出証明書を交付しますので、引っ越ししてから14日以内に転入先で転入の届け出をしてください。
市内の場合 引っ越しの日から14日以内に転居の届け出を行ってください

●届け出の際に窓口に来られた方の本人確認を行いますので、マイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちください。いずれも代

理で届け出る場合は本人からの委任状が必要です

●転入・市内転居した方のマイナンバーカード、住基カード、在留カード、特別永住者証明書の住所変更も必要です。お持ちの方は持参してください(代理人の場合はお問い合わせください)

届け出 窓口サービス課、勇払のぞみ・沼ノ端出張所
詳細 住民記録担当 ☎(32)6297



転出の届け出は マイナンバーから も可能です!

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、市内から日本国内の他市区町村へ引っ越しをする方は、マイナンバーからオンラインでも転出の届け出が可能です

※別途、転入先窓口での転入の届け出は必要です



詳しくはこちら
(デジタル庁HP)

2 証明書を 請求するときは

住民票の写し 個人のみか世帯全員を記載するかを選択できます。また世帯主・続柄・本籍の表示をさせるか、一部省略するかも選択できます。使い道により異なりますので提出先にご確認ください
手数料 300円(コンビニ交付250円)
戸籍謄本・抄本 謄本(全部事項証明)と抄本(個人事項証明)があります。どこに本籍があり、誰が筆頭者かを確かめておいてください。郵送でも請求することができます。3月1日から広域交付が始まり、請求できる方の範囲や注意事項がありますので、P5をご覧ください